

注意事項

<出願>

- 出願書類は、郵送する前に必ずメールで事前確認を受けること。書類の書き直し等をお願いする場合がある。
確認が終わり、許可が出た後、留学生別科事務に郵送すること。確認に時間が必要であるため、証明書類は余裕をもって準備すること。
※日本国内からの出願の場合は、簡易書留・速達郵便にて送ること。
※日本国外からの出願の場合は、EMS等、追跡できる方法で郵送すること。
- 出願書類等に不備のあるものは受理しない。
- 一度納入した入学検定料はいかなる場合も返還しない。
- 日本語および英語以外の言語で作成された資料には、必ず日本語訳文を添付すること。
- 出願書類の記載事項と事実が相違していることが判明した場合には、入学を取り消す場合がある。

<合否結果通知>

- 合否結果を受験者全員に通知する。
- 合格者には合格通知書・入学手続要項・手続書類一式を送るので、「入学手続要項」に従って手続を完了すること。
- 電話や電子メール等による合否の問い合わせには、一切応じない。

<入学手続>

- 定められた入学手続締切までに、学生納付金を納入した上で入学手続書類を提出することにより、手続は完了となる。
- 入学手続期間内に手続を完了しない場合は、入学を辞退したものと取り扱う。
- 国内在住者については、入学手続完了後に、本学より「入学許可証」を郵送する。
- 国外在住者については、入学手続完了後、日本の入国管理局へ在留資格認定証明書交付申請を行う。「在留資格認定証明書」が交付された時点で、「在留資格認定証明書」とともに「入学許可証」を郵送する。
※「在留資格認定証明書」と「入学許可証」を用いて、本国の日本国大使館・領事館にて査証（VISA）を申請すること。
※在留資格交付に関する審査は法務省が行うものであり、不交付となった場合にも本学では一切責任を負いかねる。

<入学の取り消し・辞退について>

- 国外在住者が、在留資格認定証明書交付申請の結果、証明書が交付されなかった場合は、入学許可を取り消し、納付済の学生納付金は全額返還する。但し送金手数料は申請者負担となる。
- 国内在住者および在留資格認定証明書が交付された国外在住者が、入学を辞退する場合は、以下の期日までに定められた辞退届を提出した場合のみ、入学金を除く納付済の学生納付金を返還する。

入学時期	辞退期限
2026年4月	2026年3月21日, 12:00 pm (日本時間)
2026年10月	2026年9月20日, 12:00 pm (日本時間)

<個人情報の取り扱いについて>

- 志願者の氏名、住所、その他の個人情報については、以下の用途にのみ利用し、本人の承諾なしに第三者へ開示・提供することはない。ただし、入学試験の実施や入学に伴う資料の発送等については、本学が個人情報保護における安全管理等を十分に確認した上で、業務委託先へ個人情報を開示・提供する場合がある。なお、この場合においても、個人情報は本学が明示する用途にのみ使用し、委託した業務内容を越えて利用することはない。

利用目的	
●入学試験の実施に伴う利用	●入学試験および入学後に行う統計資料の作成
●合否結果通知および入学手続に伴う利用	●入学後の修学関係等に伴う利用
●入学前教育の実施に伴う利用	●その他、本学の教育・研究、学生支援に必要な場合

<問い合わせ先>

〒286-8686

千葉県成田市公津の杜4-3

国際医療福祉大学 留学生別科事務（成田キャンパス内）

TEL:0476-28-1014

E-mail : i.student@iuhw.ac.jp